

# 中島村耐震改修促進計画

平成21年3月（策定）  
平成28年3月（改定）

中 島 村

## 目 次

### はじめに（基本方針）

- 1 計画策定（改定）の背景
- 2 計画の目的・位置付け
- 3 計画の期間
- 4 耐震化を図る建築物

### 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標（耐震化の現状及び目標）

- 1 想定される地震の規模、被害の状況
- 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

### 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（住宅・建築物耐震化の実施計画）

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- 3 地震時の建築物の総合的な安全対策
- 4 重点的に耐震化すべき区域

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及（その他耐震化を促進するための施策の概要）

- 1 地震ハザードマップの作成・公表
- 2 相談体制の整備
- 3 地域との連携

### 第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 計画達成に向けて

## 資料編

### 公共等耐震化対象施設

## はじめに（基本方針）

### 1 計画策定（改定）の背景

#### （1）住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が建築物の倒壊等によるものがありました。

また、倒壊した建築物は、避難や救援・救助の妨げになるなど被害の拡大を招きました。

なお、このとき倒壊した建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」※という。また、これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない建築物がありました。

そのため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年10月27日に施行されました。

近年では、新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）、能登半島地震（平成19年）、新潟県中越沖地震（平成19年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）、と地震が頻繁に発生している中、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災においては、村内で建築物の全壊が3棟、半壊が29棟、一部損壊が954棟あり、多くの建築物所有者等が修繕等を余儀なくされています。

このように、大地震により建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことや、倒壊等により避難路等をふさぎ、緊急時に通行の障害となることから、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るために、建築物の耐震化や減災化に向け、より一層取り組む必要があります。

※ 新耐震基準 建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇する大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

#### （2）国・県の計画見直し

本村においては、平成18年度に策定された福島県耐震改修促進計画に基づき、平成21年3月に中島村耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を90%とする 것을目標に耐震化に取り組んできましたが、東日本大震災による甚大な被害や災害に対する社会情勢の変化により更なる耐震化促進の取り組みを充実・強化する必要が生じました。また、平成25年に耐震改修促進法が改正され、平成26年に福島県耐震改修促進計画が改定されています。

##### ① 国における住宅の耐震化率の目標の見直し

国がこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」（平成23年3月）及び「日本再生戦略」（平成24年7月）において大規模災害に対する防災・減災対策の向上として、住宅の耐震化率の目標を平成32年までに95%としたことから、これらの計画と整合性を図る必要があります。

## ② 福島県耐震改修促進計画の見直し

福島県は計画期間を平成18年度から平成32年度までの期間に変更しました。また、住宅及び特定建築物の耐震化率の目標値について、平成32年度までに95%と設定しました。そのため、これらの計画と整合性を図る必要があります。

## (3) 平成25年 耐震改修促進法の主な改正点

### <法改正の主旨>

建築物の耐震化を強力に促進するべく、建築物の耐震化の促進のための規制強化、及び、建築物の耐震化の円滑な促進のための措置について改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

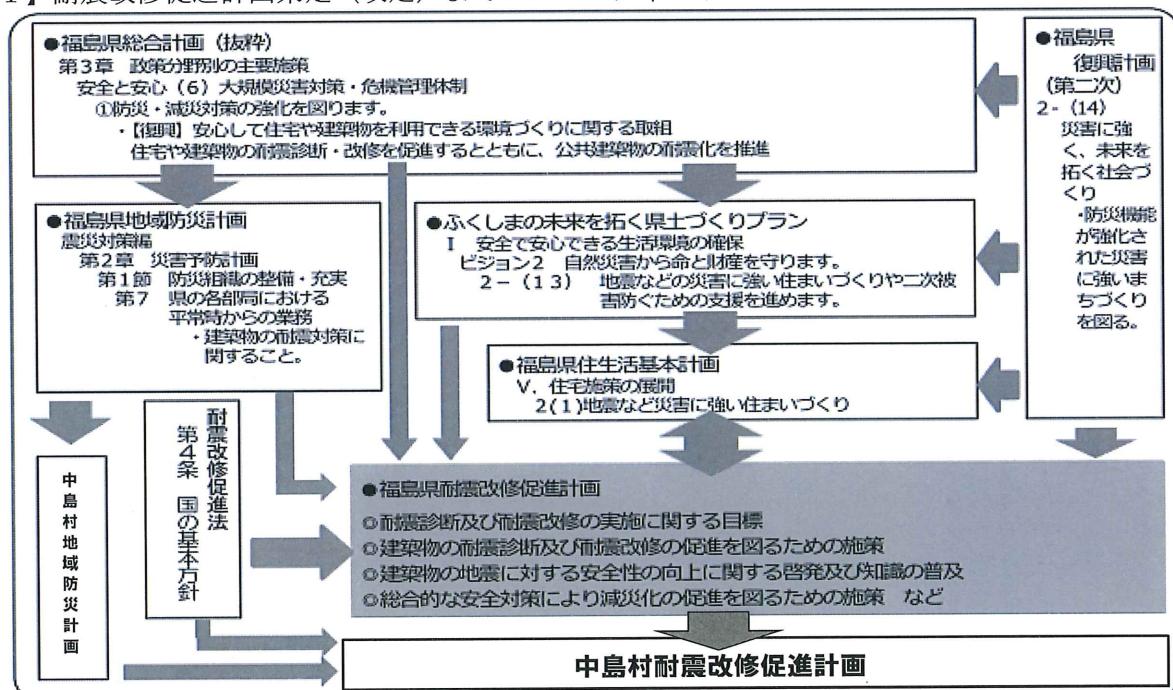
- ① 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
- ② 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ③ 耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特別措置の創設
- ④ 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ⑤ 区分所有者建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

## 2 計画の目的・位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第1の規定に基づき、「国の基本方針（※）」・「福島県耐震改修促進計画」等さらには「中島村地域防災計画」を踏まえ、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです（図1）。

※国の基本方針…建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本方針（平成28年1月25日）

【図1】耐震改修促進計画策定（改定）までのフローチャート



### 3 計画の期間

本計画は、当初の平成21年度から平成27年度までの計画を今回の見直しに伴い、平成32年度までに変更する。

なお、社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

### 4 耐震化を図る建築物

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示すもののうち旧耐震基準により建設されたものを対象とする。

#### (1) 住宅

村民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進する。

#### (2) 特定建築物

耐震改修促進法第14条第1項に規定する特定建築物(多数の者が利用する学校、病院、集会場、福祉施設、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000m<sup>2</sup>以上のもの等)特定建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となり、「特定の既存耐震不適格建築物」のうち一定用途・規模以上のものが、耐震診断や耐震改修の指示の対象となる「指示対象建築物」(表5参照)となります。

#### (3) 防災上重要建築物

「既存建築物総合防災対策推進計画要綱(平成7年12月改正)」により耐震化を進めてきた特定建築物以外の建築物

- ・防災拠点施設
- ・避難施設
- ・緊急医療施設

### 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標(耐震化の現状及び目標)

#### 1 想定される地震の規模、被害の状況

##### (1) 「福島県地域防災計画」における地震の想定

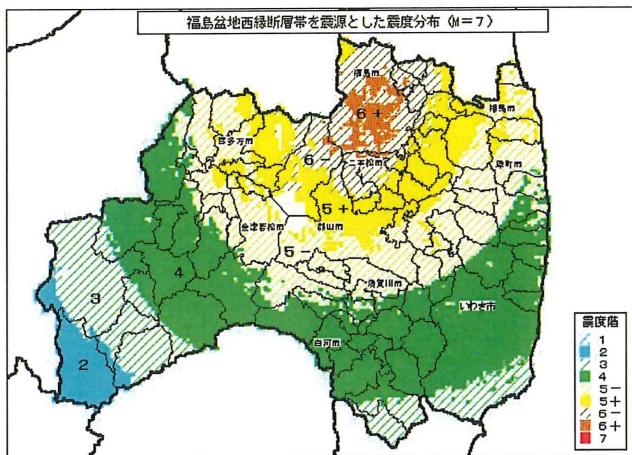
「福島県地域防災計画・震災対策編」においては、その前提として、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震の4種類(内陸部3、海洋部1)の地震を設定しており、想定の結果、建築物等に対して表2、図2に示す地震被害の発生が想定されています。

表2 想定される地震の規模 (福島県地域防災計画・地震・津波災害対策編 平成27年修正より)

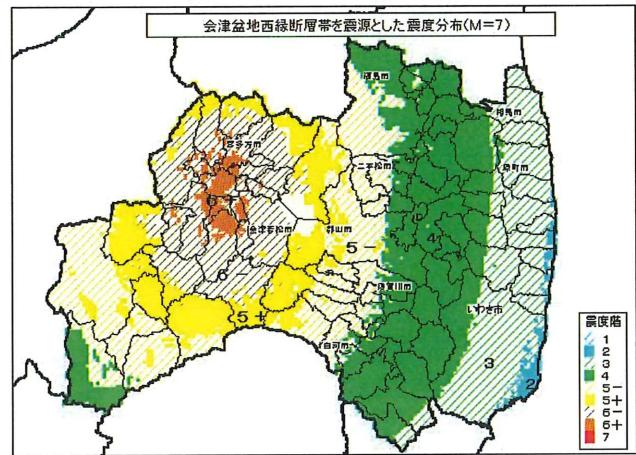
想定震源	①福島盆地西縁断層帯	②会津盆地西縁断層帯	③双葉断層	④福島県沖
想定地震	M7.0 W=5 km D=10 km	M7.0 W=5 km D=10 km	M7.0 W=5 km D=10 km	M7.7 深部D=20 km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱

図2 地震規模想定図

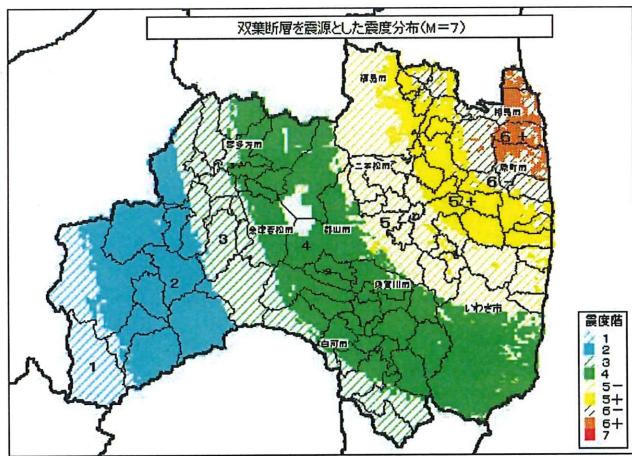
①福島県盆地西縁断層帯



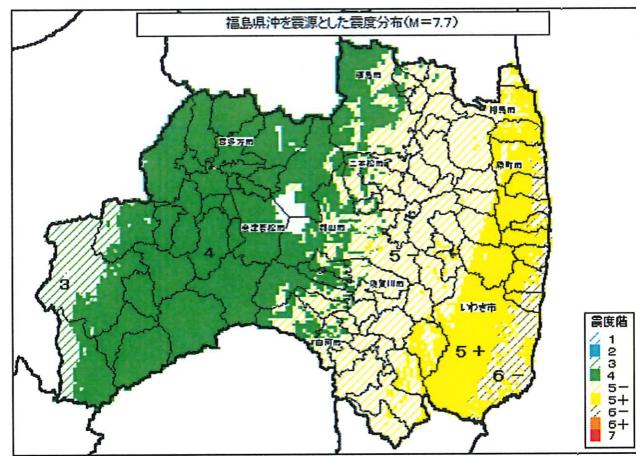
②会津盆地西縁断層帯



③双葉断層帯



④福島県沖



◎大震災の発生に伴い、今後もマグニチュード 7.0 を超える余震の発生が見込まれています。

## 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定（耐震化の現状及び目標）

### (1) 住宅

家屋課税台帳（村税務課）によると、平成28年3月末現在本村の住宅の耐震化の状況は下表のとおりであり、居住世帯のある住宅約2,060戸のうち、耐震性がある住宅は約1,520戸で耐震化率は73.8%であると推計される。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取組んでいく必要があり、平成26年3月改定の福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%とすることを目標とする。

住宅の目標の達成状況については、年毎の家屋課税台帳等を参考に速やかに分析・推計し、検証するものとする。

表3 住宅の耐震化の現状（平成28年3月末現在）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅② 内耐震性有 ③	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住 宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震 化(%) ⑤/④	耐震化率の目 標(%) (平成32年度 末)
木造	1,180	760	1,940	1,430	73.7	
		250				
非木造	80	40	120	90	75.0	
		10				
合計	1,260	800	2,060	1,520	73.8	95
		260				

※1 住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。

非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。

※2 平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の住宅のうち33%を耐震性能有とした。

※3 昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものは耐震性能がないものとみなした。

## (2) 特定建築物（表4、5（参考））

本村には、耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」）が総数6棟存在し、平成21年3月において、耐震改修等が必要となっていた3棟の建築物については、平成28年3月末現在全ての耐震改修が完了している。

なお、同条第2号の危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物及び同条第3号の地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送道路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が福島県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物については本村では該当がない。

表4 特定建築物の耐震化の現況（平成28年3月末現在）

区分 (耐震改修促進法)	昭和56年6月以降の建 築物①	昭和56年5月 以前の建築物② 内耐震性有③	建築物数④ 【①+②】	耐震性有 建築物数⑤ 【①+③】	耐震化率 [%]
第14条 第1号	2 (2)	4(4) 4(1)	6 (6)	6 (3)	100.0 (50.0)
第14条 第2号	—	— —	—	—	—
第14条 第3号	—	— —	—	—	—
合 計	2 (2)	4(4) 4(1)	6 (6)	6 (3)	100.0 (50.0)

※1 ( ) 内は平成21年3月における数値

※2 昭和56年6月以降の建築物は耐震性能有とした。

表 5

## 特定建築物等 用途・規模要件一覧

法 令 第 14 条 第1項	用 途		法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物
第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m以上	階数2以上かつ750m以上
法 第 1 4 条 第 1 号 ( 特 定 建 築 物 )	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000m以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、設身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m以上	階数2以上かつ2,000m以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000m以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m以上	階数3以上かつ2,000m以上
		病院、診療所		
		劇場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場	階数3以上かつ1,000m以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m以上	階数3以上かつ2,000m以上
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000m以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000m以上	
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場	階数3以上かつ1,000m以上	階数3以上かつ2,000m以上
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貴衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場(危険物の貯蔵場等を除く)	階数3以上かつ1,000m以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m以上	階数3以上かつ2,000m以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公務上必要な建築物		
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000m以上	階数1以上かつ2,000m以上
法第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500m以上
法第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	

### (3) 防災上重要建築物

本村には、特定建築物に該当しない規模の防災上重要建築物（防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設等）が13棟存在し、平成21年3月において、耐震改修が必要となっていた3棟のうち防災拠点施設・避難施設（各1棟）については平成28年3月末現在耐震改修が完了しており、また、耐震改修の対象となっていた緊急医療施設1棟については、営業形態等を勘案し、新たに建築された診療所（平成23年11月診療開始）を対象施設とした。

※平成28年3月末現在全ての防災上重要建築物が耐震基準を満たした建築物となっている。

表6 防災上重要建築物の耐震化の現況（平成21年3月／平成28年3月末）

	当初現況 達成値	目標値 達成値	公共建築物		民間建築物	
			当初現況 目標値	達成値	当初現況 目標値	達成値
防災上重要建築物	76.9% 10/13棟  100% 13/13棟	90%  100% 13/13棟	81.8% 9/11棟  90%	100% 11/11棟	50% 1/2棟  100%	100% 2/2棟
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	0% 0/1棟  100% 1/1棟	100%  100% 1/1棟	0% 0/1棟  100%	100% 1/1棟	—	—
避難施設 (学校、体育館、集会所、福祉施設等)	87.5% 7/8棟  100% 8/8棟	90%  100% 8/8棟	87.5% 7/8棟  90%	100% 8/8棟	—	—
緊急医療施設 (病院、診療所等)	0% 0/1棟  100% 1/1棟	100%  100% 1/1棟	—	—	0% 0/1棟  100%	100% 1/1棟
不特定多数が利用する施設 (ホテル、旅館、遊技場、銀行等)	—	—	—	—	—	—
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、工場等)	100% 3/3棟  100% 3/3棟	100%  100% 3/3棟	100% 2/2棟  100% 3/3棟	100% 3/3棟	100% 3/3棟  100%	100% 3/3棟

※当初現況=平成21年3月

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策(住宅・建築物耐震化の実施計画)

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取組むことが不可欠である。

村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の支援策として、「中島村木造住宅耐震診断者派遣事業」を実施しており、併せて耐震基準を満たさない住宅への改修工事費の助成制度等の事業計画を進めるものとする。

### (1) 中島村木造住宅耐震診断者派遣事業における対象住宅

(①～④全ての要件を満たすもの)

- ①中島村に住所を有する所有者が自ら居住する住宅
- ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅
- ③従来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- ④過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

### (2) 村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を「広報なかじま」、「中島村ホームページ」等を通して広く啓発活動を行い、耐震診断及び耐震化に関する情報提供により村民の防災意識の向上を図る。

## 3 地震時の建築物の総合的な安全対策

過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒、窓ガラス・天井の破損・落下などにより大きな被害が発生している。住宅・建築物の構造を耐震化することだけではなく、総合的に住宅・建築物に関して地震による人身被害や財産の被害を防止するために下記の対策を推進する。

- ・ブロック塀等の安全対策
- ・窓ガラス及び天井の落下物防止対策
- ・家具の転倒防止対策

## 4 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、福島県地域防災計画及び中島村地域防災計画で定める緊急輸送路・避難路又は避難地等の沿道とします。

### ①緊急輸送路線

種 別	路 線 等 名	備 考
主要地方道	棚倉矢吹線 白河市境～矢吹町境	第2次確保路線
主要地方道	塙泉崎線 泉崎村境～棚倉矢吹線	第2次確保路線
一般県道	母畑白河線 泉崎村境～矢吹町境	第3次確保路線
村 道	中島閑平線 泉崎村境～棚倉矢吹線	第3次確保路線

### ②避難路等

中島村地域防災計画に基づき選定された路線。なお、避難路は非難にあたってその直前に安全性を確認する。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及（その他耐震化を促進するための施策の概要）

## 1 地震ハザードマップの作成・公表

村では、「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」の作成の検討を進め、その間、県等の情報を利用した地震関係公表データの周知に努めるものとする。

## 2 相談体制の整備

建設課を建築相談窓口として、木造住宅耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じることができるように体制整備に努めるものとする。

また、耐震化に関する技術面、家具の転倒防止等の災害予防全般については、必要に応じて県等と連携して対応し、耐震化に関する様々な相談に対応できるように努めるものとする。

## 3 地域との連携

村民に身近なところでの地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であることから、各行政区における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地域全体で地震対策の推進を図ることに努める。

## 第4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 計画達成に向けて

本計画は社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを実施する。

また、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとする。

## 公共等耐震化対象施設

※平成28年3月末現在、全施設が耐震基準を満たしている。

○社会福祉施設

- |            |         |
|------------|---------|
| 児童福祉施設     | ①中島保育所  |
| その他の社会福祉施設 | ②福祉センター |

○幼稚園

- |    |        |
|----|--------|
| 園舎 | ③中島幼稚園 |
|----|--------|

○小学校

- |     |            |
|-----|------------|
| 校舎  | ④滑津小学校     |
|     | ⑤吉子川小学校    |
| 体育館 | ⑥滑津小学校体育館  |
|     | ⑦吉子川小学校体育館 |

○中学校

- |     |           |
|-----|-----------|
| 校舎  | ⑧中島中学校    |
| 体育館 | ⑨中島中学校体育館 |

○庁舎

- |      |           |
|------|-----------|
| 拠点施設 | ⑩中島村役場本庁舎 |
|------|-----------|

○公民館等

- |        |                |
|--------|----------------|
| 避難場所指定 | ⑪生涯学習センター「輝ら里」 |
|--------|----------------|

○体育館

- |        |            |
|--------|------------|
| 避難場所指定 | ⑫中島村体育センター |
|--------|------------|

○診療施設

- |          |         |
|----------|---------|
| 医療救護施設以外 | ⑬保健センター |
|----------|---------|

○その他

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 避難場所指定以外 | ⑭農村環境改善センター     |
|          | ⑮中島村コミュニティーセンター |

○公営住宅等

- |  |         |
|--|---------|
|  | ⑯原山住宅C棟 |
|  | ⑰原山住宅D棟 |

○工場・診療所

- |  |           |
|--|-----------|
|  | ⑱富士工業株式会社 |
|  | ⑲きくち診療所   |